

「水の輪」の再生をめざし、「人の輪」をつくる

特定非営利活動法人

日本水循環文化 研究協会



日本水循環文化研究協会（「水循環協」）のミッション

水循環協は、私たちにとって共有の資源である「命の水」の水守として、これまでの人と水循環の関係を見直し、次の世代に健全な水循環を継承していくことを目指します。

※ 日本下水文化研究会は日本水循環文化研究協会（「水循環協」）として改組されました。

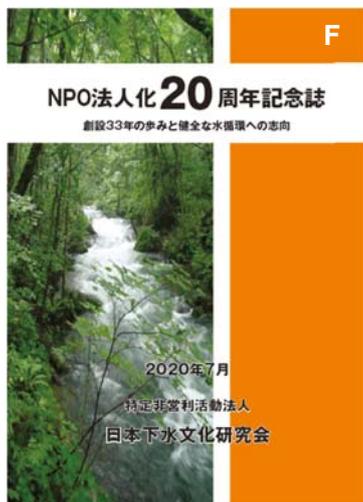
日本下水文化研究会の経緯

- 1987年：「下水文化研究会」として活動開始
- 1992年：全国組織の「日本下水文化研究会」発足
- 1999年：NPO法人化
- 2022年：「日本水循環文化研究協会」へ改組
(東京都の認証を受けることで正式に発足)



日本下水文化研究会の主な活動

- ① 水循環基本法成立に向けた運動の支援：本会は、水インフラ政策の縦割り、水循環の分断を克服することを意図し、水は共有財であることを明記した「水循環基本法」(2014年施行)の成立に深く関わってきました。[A]
- ② バングラデシュの農村、都市貧困層コミュニティにおける安全な水供給と衛生改善に関わる国際協力事業：村落給水における砒素汚染対策、エコサントイレの普及、尿尿の農地還元などを通し、人々が衛生的な生活環境のもとで豊かに暮らせるように、活動を実践しています。[B・C]
- ③ WKバルトン記念事業：我が国上下水道の父、WKバルトンの功績を顕彰するため、毎年命日にはバルトン忌を開催し、その功績を生誕の地スコットランドへ伝える交流事業を行ってきました。[D]
- ④ 尿尿・下水に関わる情報交換(尿尿・下水研究会)：忘れ去られようとしている尿尿・トイレに関する歴史的事実や技術を掘り起こし、情報交換を進めています。
- ⑤ 多摩川上下流交流活動：多摩源流域に広がる森林の多くが東京都の水道水源林となっている山梨県丹波山村、小菅村との交流活動を進めてきました。[E]
- ⑥ 下水文化研究発表会：1992年から隔年で15回開催し、講演集を発行してきました。延べ発表論文数は、300編以上になります。
- ⑦ 図書出版活動：研究発表会に併せて行われたシンポジウムや定例研究会、バルトン忌での記念講演会の講演録を収録した機関誌「下水文化研究」は33号まで発刊されています。また、埋もれた下水文化の研究業績を9巻の「下水文化叢書」として発刊するなど、出版活動に力を注いできました。そして、2020年、NPO法人化20周年にあたり、「法人化20周年記念誌」を刊行しました。[F]



↑
記念誌 PDF
ファイルへ

写真説明

A:中川秀直衆院議員(当時:左から2人目)に水循基本法で要望(2012年10月)、B:ターゲットとした都市貧困層コミュニティの子供たちと現地スタッフ、C:洪水時にも使えるエコサントイレ(尿尿の農地還元可能)、D:バルトンが少年時代を過ごしたクレイグハウス前に建立された記念碑、E:中川神社(水源林保全に貢献した中川金治翁顕彰)再建の神事、F:NPO法人化20周年記念誌の表紙

改組にあたり、これまで行ってきた活動は発展的に継続していくとともに、従来の活動をベースとした新規の活動に取組みます。

水循環文化の発掘と普及

(1) バルトン忌

有志による墓参りと記念講演会を開催します。

(2) 尿尿・下水文化研究

従来から行って来た日本国内の下水（尿尿を含む）文化研究を継続します。さらに、対象を海外に広げるとともに、下水文化の高度化に関する研究を行います。

(3) 水循環文化遺産調査ならびに功労者の発掘

水循環文化遺産及び過去から現在までの水循環文化功労者を発掘し、遺産認定と顕彰を行います。このため、市民団体の協力のもと、全国的な調査を行い、その結果を順次公表していきます。

(4) 下水道博物館支援活動支援

発掘された水循環文化を公表する「場」として、また水循環文化を学び、水に関わる「人の輪」形成のリソースとして下水道博物館を支援します。

社会教育と「人の輪」の形成

(5) 「水守学校」開設

人材の育成を図るため水守に必須の水循環法令、基礎知識を学ぶ連続講座を開設し、修了証を発行します。また、適宜セミナー・ウェビナーを開催します。

(6) 多摩川源流・中川祭の復活

多摩川水源林を守った中川金治翁祭を復活します。

(7) 水循環健全化活動に取り組む市民団体・関係企業のプラットフォーム開設

情報共有と学習の機会を提供します。このプラットフォームを通じ、身近な水循環の健全化を図るケーススタディ事例の蓄積、水循環文化の全国調査などを行います。

水循環に関わる調査研究

(8) 人々の水循環意識に関する調査研究

人々の水循環意識は、水循環健全化に向けた行動を喚起するための知見となります。水循環健全化のために行動する人材＝水守の育成につながります。

(9) 流域水循環の計画モデルに関する調査研究

流域レベルでの自然系と人工系の水循環の実態調

査、これに基づく流域水循環計画モデルについて、例えば多摩川をモデルに調査研究を行います。

(10) 国際協力研究

国際協力業務に携わる企業等と連携し、国際協力に関する事例研究を行い、講演会・シンポジウムを開催します。

国際協力事業の実践

(11) 開発途上地域における国際協力事業

「水供給と衛生」に関わる海外技術協力活動を継続し、身近な水循環健全化の観点から、活動を評価するとともに、これまでの経験を国内へフィードバックすることを考えていきます。

活動成果の社会還元・出版

(12) 機関誌「水循環文化」の刊行

「下水文化研究」を引き継いで毎年発行します。

(13) 「水循環文化研究発表会」の開催及び発表講演集の発刊

(14) 水循環基本法を“動かす”シンポジウムの開催及び政策提言活動

(15) 「下水文化研究会」の仕事のアーカイブス化

下水文化研究会の活動を通じた成果へのアクセスが容易になるようにアーカイブス化を行い、併せて、これまでの活動の体系化を図ります。

(16) バルトン賞、久保起記念賞、水循環健全化モデル活動賞

従来の顕彰（バルトン賞、久保起記念賞）に加えて、優れた市民活動を顕彰します。

(17) 「水循環叢書」の出版

貴重だが埋もれた、あるいは埋もれる可能性のある文献などを「水循環文化叢書」（「下水文化叢書」を改題）やブックレット等として発刊します。

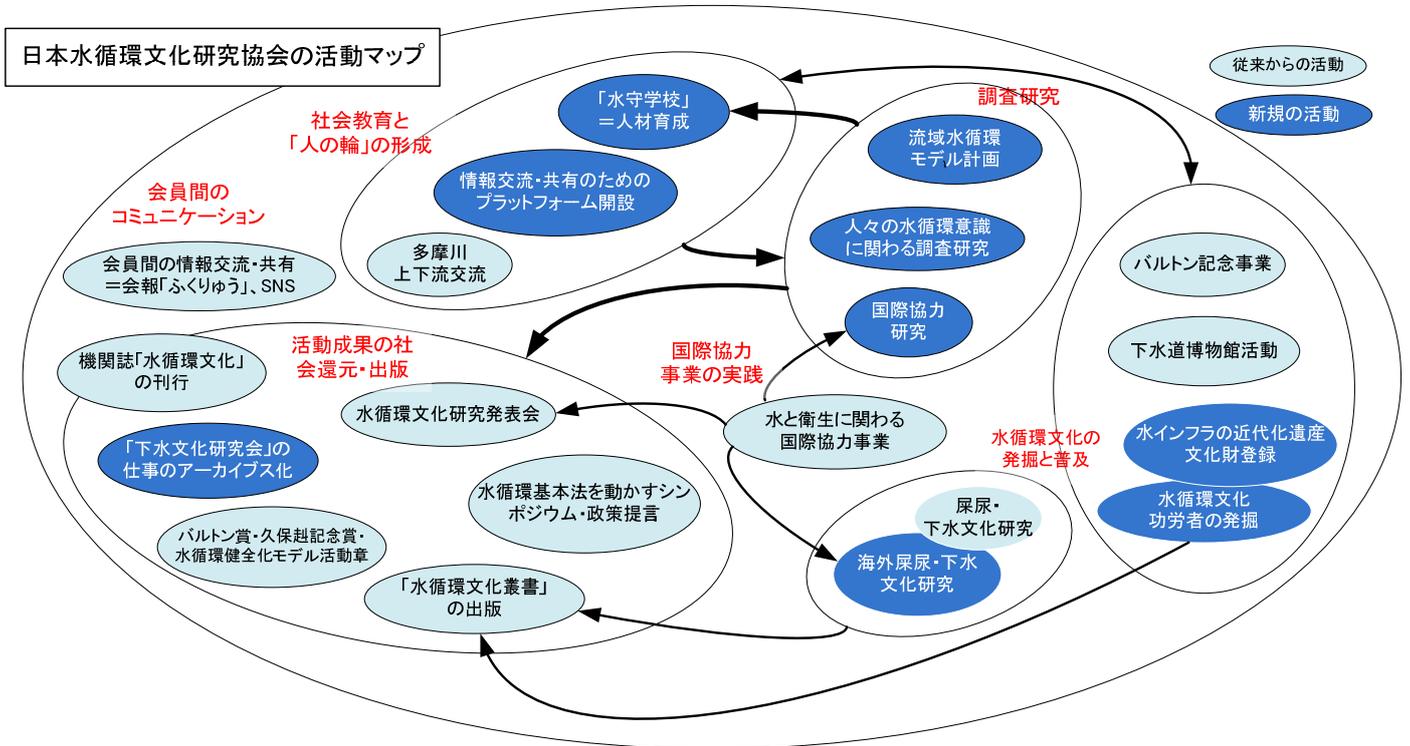
会員間のコミュニケーション

(18) 会報「ふくりゅう」の発刊（季刊）及びSNSによる会員間交流

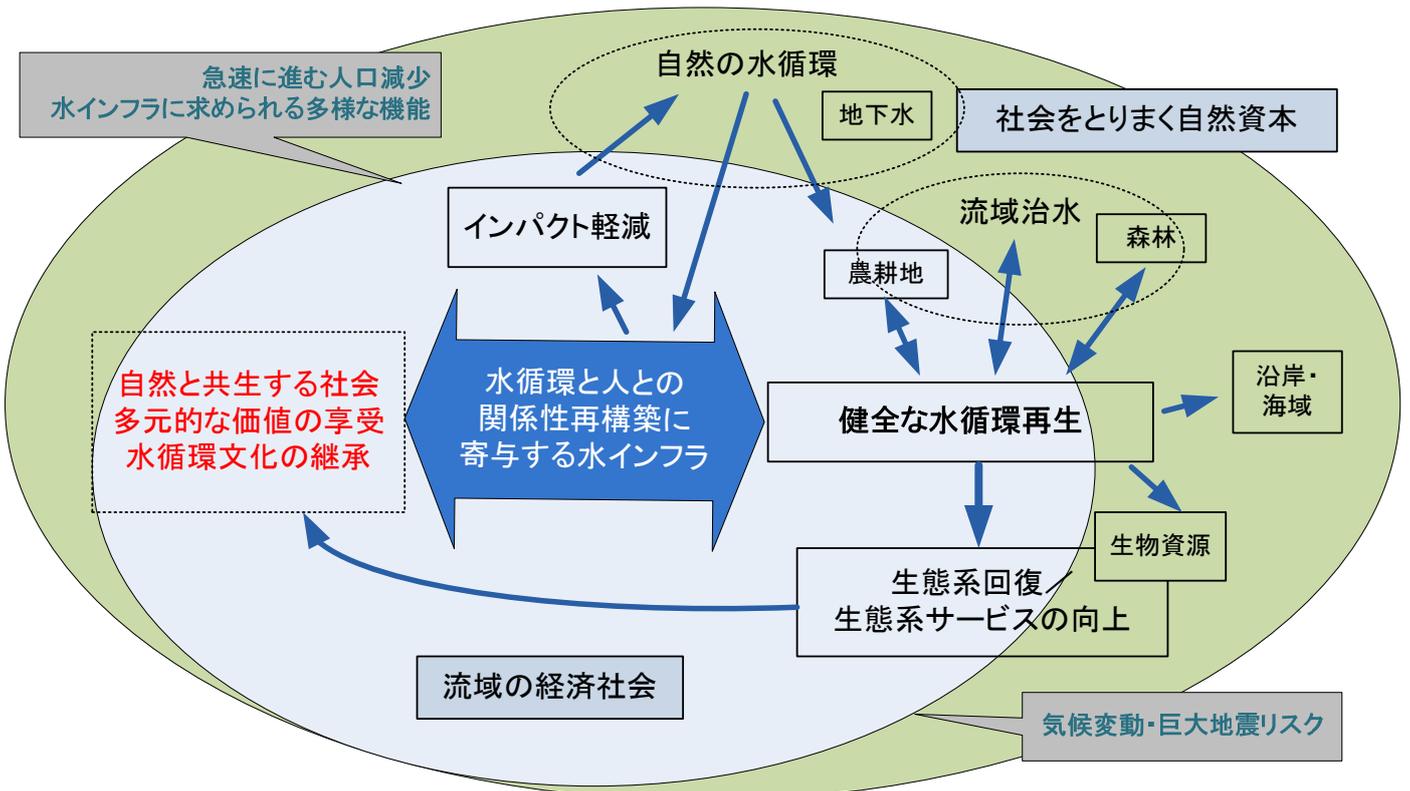
会報の継続的発行と SNS の活用により、会員コミュニティの活性化を図ります。

それぞれの活動は相互に関連しています。次ページに、水循環協会の活動マップを示します。
多岐にわたる活動を実践するにはあなたの参加が必要です

未来世代につなぐ健全な水循環のため、「水循環協」の一員として水守活動に参加しませんか



「水循環協」が目指す流域社会の実現へ



会員制度

会員種別		説明	年会費
賛助会員	地方公共団体、企業等	本会の目的に賛同し、その達成に賛助協力する団体。 ※ 議決権をもちません。本会では、賛助会員に所属する個人が議決権を有する会員になれる「特別会員」制度を設けています。	一口 50,000 円 (3 口まで)
	NPO 等市民団体		10,000 円
正会員		本会の目的に賛同し、活動に協力する個人。NPO 法上の「社員」として議決権をもつ。	5,000 円
特別会員		賛助会員の団体に属する者で、本会の目的に賛同し、活動に協力する個人。正会員と同様に NPO 法上の「社員」として議決権をもつ。	3,000 円

会員に期待すること（会員特典）

- 興味のある分野で積極的に活動に参加してください。
- 水守について学び、水循環の健全化に関わっていくことができます。
- 自分の研究や調査結果を公表する機会ができます。
- 機関誌、会報、SNS を通して、会員相互のコミュニケーションが図れます。
- 非営利組織での活動を自己実現につなげてください。

入会方法

会員種別を選択のうえ、選択入会申込書をホームページからダウンロードし、必要事項の記入のうえ、メールか郵送で事務局までお送りください。振込口座をお知らせするか、会費振込用紙をお送りしますので、入会当該年度の会費をお支払いください。会費納入を確認させていただき、正式に会員となります。ただし、入会するにあたって、本会会員、あるいは他団体等の推薦を受けていただく必要がある場合があります。詳しくはホームページを参照ください。

FAQ「水循環協の活動についてもっと詳しく知りたい」

Q1：都市化の進展による水循環の変容はどのような弊害をもたらしましたか？

A1：近年、気候変動による豪雨の頻度が増えていますが、地表が不浸透面ばかりになり、保水力を失った都市では、雨が短時間で流れ出ることにより、都市型水害のリスクがますます高まっています。一方、地下水の涵養量が減り、湧水が枯渇し、ふだんの川の流れは乏しいものになり、生態系はバランスを崩してしまいます。さらに、熱帯夜をもたらすヒートアイランドは、こうした水循環の変容によって深刻さを増しています。

Q2：会の名称が変わりましたが、下水文化と水循環文化はどう違うのですか？

A2：日本下水文化研究会では、「下水文化」を「個人や社会と下水との成熟した付き合い方」としてとらえてきました。私たち人類は太古の時代から下水文化を育んできたと思います。「水循環文化」とは、付き合い方の場面がより広がったものと考えられます。下水文化は、水循環文化において最も重要な構成要素です。日本下水文化研究会においても「下水」とどまらず水と人との関係を考えてきました。2008 年から始まった「水循環基本法」制定活動を積極的に支えてきたのは、こうした認識がもとになっています。ですから、会の名称から「下水文化」が消えても、下水文化は活動の核心に位置しているのです。

Q3：水は「共有の財産」と言われますが、私たちは自由に水を使ってはいけないのですか？

A3：水は、私たちの生命にとって欠かせない資源です。このような資源はコモンズとも言われ、ある集団が共有する資源であるので、私的に不適切に利用されると集団に不利益をもたらします。例えば、共有の財産である地下水を過剰に汲み上げた結果が地盤沈下でした。こうした「コモンズの悲劇」を起こさないためには、「集団のメンバーに対する便益享受と負担の公平性の確保」などの管理原則を適用していくことが求められます。

Q4：「水守」とは何ですか？ 私たちも水守になれますか？

A4：水守とは、健全な水循環サイクル（「水の輪」）を守るために「人の輪」を結び、時空を超えて「生命の輪」を

守る活動や行動のことです。水守は、足元の身近なスケールでの行動から、河川の流域スケールでの活動までさまざまなレベルがありますが、身近なスケールでの行動は、流域スケールでの水守につながります。幸せな暮らしと社会の実現のため、身近な水守行動から参加してみませんか？

Q5：どうして日本水循環文化研究協会が国際協力活動を行うのですか？

A5：海外には、「水と衛生」が十分に整っていない非衛生的な環境のもとで暮らしている人がたくさんいます。こうした人たちの安全で快適な暮らしを確保するにあたって、コミュニティをとりまく身近な水循環を考えていくことが必要だと考えています。また、こうした経験で得られた知見は、人口減少下の我が国で、水・衛生インフラの分散管理などに反映できるのではないかと考えています。

改組に寄せて

西堀清六様（本会名誉会員、元水団連会長）「この度、水循環協への改組を実現されましたこと、おめでとうございます。関係の方々は、日本下水文化研究会の長年にわたる活動成果を認めており、今回の改組の主旨も理解されるものと存じます。水循環協の発展のため、会員を増強し、組織基盤を強化することが肝心かと思えます」

嘉田由紀子様（参議院議員、元滋賀県知事、本会会員）「水循環協への改組、全面的に賛成いたします。私も水制度改革議連に参加しておりますが、これまでの皆様のご尽力に感謝をしております。今後は、流域治水において、住民が「水守」として参加することが広がるように、水循環の健全化に向けた活動を進めていただきたいと期待しております」

<参考>水循環協・定款の抜粋

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人（以下「本会」という）は、特定非営利活動法人日本水循環文化研究協会という。

(目的)

第三条 本会は、我々の共有財である水が社会にもたらす恵沢を増進するため、水循環の健全性の向上・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理に関わるガバナンスの向上に資する活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 一 社会教育の推進を図る活動
- 二 まちづくりの推進を図る活動
- 三 環境の保全を図る活動
- 四 国際協力の活動
- 五 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第五条 本会は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 一 水循環の健全化に関する社会教育を推進する事業
- 二 水循環の健全化に関する調査研究、普及啓発、情報共有を推進する事業
- 三 水循環文化の普及啓発、継承に資する事業
- 四 水循環管理の向上に関わる政策提言
- 五 水インフラに関わる近代化遺産の文化財登録を推進する事業
- 六 開発途上地域での水と衛生に関わる国際協力事業
- 七 その他この法人の目的達成のために必要な事業

第二章 会員

(会員)

第七条 本会の会員は、名誉会員、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員及び特別会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

2 名誉会員は、本会の目的達成に功績のあった者で、別途に定める称号授与規定に従い、理事会が認定し、これを承諾した者とする。なお、個人正会員としてとどまることを妨げない。

3 正会員は本会の目的に賛同し、活動に協力する個人とする。

4 特別会員は、第5項に述べる賛助会員の団体に属する者で、本会の目的に賛同し、活動に協力する個人とする。

5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その達成に賛助協力する団体とする。

特定非営利活動法人 日本水循環文化研究協会

(※東京都の認証を得るまでは日本下水文化研究会)

〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1番 第3東ビル710号室

TEL: 03-5829-5843

e-mail: jade@jca.apc.org

URL: <http://www.jca.apc.org/jade/index.htm>

Facebook: <http://www.facebook.com/groups/jadejapan/>